

警察行政手続サイトを通じて申請可能な 道路使用許可申請、変更届の内容

警察行政手続サイトを通じて申請できる道路使用申請の内容は、以下の通りです。
下記の要件に当てはまらない場合は、窓口への申請をお願い致します。

道路使用許可の申請

(道路交通法第 78 条第 1 項)

○過去に許可を受けた申請であって、許可期間が満了していないもののうち、

- ・許可を受けた期間の延長の申請
- ・道路交通環境がほぼ同一と評価できる程度の場所の変更の申請

【例 1】道路工事区間の変更であって、有効残余幅員が同程度で、変更後の区間に交差点を含まず、迂回路等に変更がない場合等

【例 2】工作物の近接した場所への移動であって、変更後の設置場所が交差点、横断歩道、自転車横断帯及びこれらに接する歩道部分に引き続き接しておらず、有効残余幅員に変更がない場合等

○例年実施している道路使用で、その場所・期間・方法・形態が同一のものの申請

【例】恒例のお祭りであって、道路の新設や大型ショッピングセンター、飲食店等の新設、大型駐車場の新設、大規模イベントの実施等がないもの

道路使用許可の変更の届出

(道路交通法第 78 条第 4 項)

○過去に許可を受けた申請であって、許可期間が満了していないもののうち、

- ・申請者又は現場責任者の変更の届出
- ・申請者又は現場責任者の住所の変更の届出
- ・養子縁組等による、申請者又は現場責任者の氏名の変更の届出

道路使用許可の再交付の申請

(道路交通法第 78 条第 5 項)

○再交付申請にかかる道路使用許可が有効な許可期間内のもの